

工事関係者の皆様へ

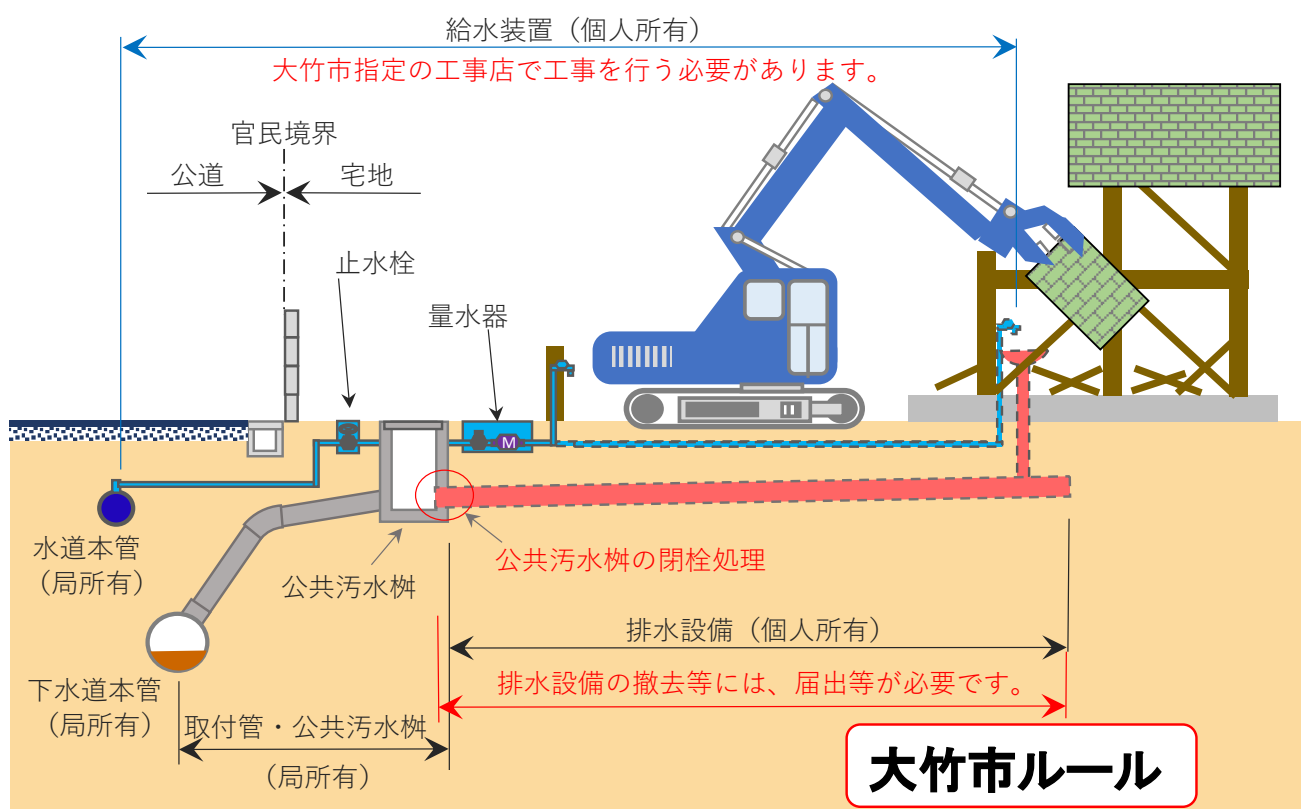
家屋解体工事等に伴う必要な申請・確認について

家屋の解体工事等において、給水装置や公共汚水枳に関するトラブルが増えています。工事関係者の皆様には、下記の事項に留意していただき適切な確認・手続きをお願いします。

敷地内の給水装置・排水設備の撤去工事など行う際には、事前に上下水道局にお問い合わせ下さい。

【必要な届出・確認事項】

- 敷地内の**止水栓・メーター**、及び**公共汚水枳**の位置を確認してください。上下水道局でおおよその位置を確認することができます。
- 給水装置の撤去・改造を行う場合には、事前に**上水道工事指定店**を通じて申請が必要です。
- **排水設備の撤去等**には、**届出等**が必要となりますので上下水道局に協議してください。
- 工事で水道を使用する際には、「**開栓**」手続きを行ってください。
開栓等の手続き窓口は、業務課営業係（Tel0827-59-2191）へ連絡をお願いします。



※ 水道本管・給水装置の破損・漏水、公共汚水枳の破損、および下水道本管・取付管を土砂等で詰まらせた場合には、工事関係者で修繕をしていただくことになります。

※ 詳細については、大竹市上下水道局工務課にお問い合わせください。

【問合せ先】

大竹市上下水道局工務課
電話：0827-59-2192

